1 子ども条例に基づく施策の実施状況

(1)子ども条例に基づく施策と課題

1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)」は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを子どもの権利の柱としています。「三重県子ども条例」は、この条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして制定したもので、平成23年4月1日の施行から9年が経過しました。その間、県では同条例に基づいて、保護者、学校関係者、企業等の事業者、県民、市町などさまざまな主体と連携・協働して施策を展開してきました。しかしながら、この9年間でめざした社会の実現に近づいたとは言い難いのが現状です。

例えば児童虐待の相談対応件数を見てみると、平成 23 年度の 930 件から令和元年度では 2,229 件へと 2 倍以上に増加しています。相談対応件数の増加は必ずしも虐待件数の増加を意味しませんが、「生きる権利」「守られる権利」を守られていない子どもが多く存在しているのは確かです。

また、日本の子どもの貧困率は平成 27 年度時点で 13.9%に上っています。こうした 貧困下にある子どもたちの中には1日3回の食事ができない子どももいるなど、「育つ 権利」を保証されているとは言い難い状況にあります。

「子どもの権利条約」では、子どもを、権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。これらの権利は、子どもが生まれながらにして持っている権利であり、何らかの義務や責任と引き換えに保証されるものではありません。

しかし、これらのことは広く県民に理解されているわけではありません。

令和元年度の e-モニターでのアンケートでは、「三重県子ども条例」について、名前だけでなく内容を知っている方が 2.6%、名前だけは知っている方が 29.5%、逆に全く知らない方が約 67.9%となっており、前年度に比べ認知度の大幅な低下がみられます。

まずは、県民の方に条例と子どもの持つ権利について知って、理解していただくことが、子どもの権利を守るために必要となっており、大きな課題となっています。

令和3年度には条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためてこの条例の周知に取り組むとともに、条例の趣旨にのっとり、保護者、学校関係者や、地域で子どもの育ちを支援しようとする県民の皆さんと連携・協働しながら、子どもが主体的に活動でき、子どもの権利が尊重される地域社会の実現をめざして、引き続き全力で取り組みます。

(認知度の推移:e-モニターアンケート)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知度	32. 4%	28. 6%	29. 9%	41.8%	32. 1%

※回答のうち、「名前も内容も知っている」または「名前だけは知っている」と回答した人の割合

(2) 子ども条例に基づく令和元年度の取組

「三重県子ども条例」では、第 11 条から第 14 条において、県の施策の基本となる 事項や相談への対応、広報及び啓発、調査を県が行うことを定めています。以下に、各 条項に基づく令和元年度の取組をまとめました。

①第11条に基づく施策の基本となる事項の取組

条例第 11 条では、1 号から4 号に掲げる4 つの事項を県の施策の基本となる事項と 定めています。各号に定める基本事項に沿って各部局で取組を実施しており、それを まとめたものが巻末の別表となります。各号の内容と、子ども・福祉部の取組を中心に まとめた主な取組は次のとおりです。

【1号】子どもの権利について学ぶ機会の提供等

「子どもの権利条約」の4つの柱となっている権利の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」は、子どもが生まれながらに持っている権利です。「三重県子ども条例」も、同じ考えに立って制定しています。

子どもは、自分の持つ権利について知り、自分自身が大切にされるべき存在であることを知ることで、他人の権利を尊重し、社会のルールや決まりを守ることを理解します。

また、これらの子どもの権利が守られるためには、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを大人も理解する必要があります。

このため、子どもの権利について子どもも大人も知っていただけるように取り組んでいく必要があります。

令和3年度には条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためてこの条例の理念と重要性の周知に取り組みます。

【令和元年度の主な取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施(子ども・福祉部 少子化対策課)

令和元年は、国連で「子どもの権利条約」が採択されて30年、日本が批准して25年の節目の年に当たりました。この間、国内で子どもの権利について定めた条例を制定する自治体が少しずつ増加しています。

そこで、東海地域の自治体の子ども行政担当職員や学識経験者で構成する「東海地区子ども条例ネットワーク」と共催で、子どもと関わる人の理解を深めるために「子ども条例講演会」を開催しました。子どもの権利条約総合研究所の所長で山梨学院大学

教授の荒牧重人氏から「『子ども条例』制定・実施の現状と展望」と題して講演をいただくとともに、関係者によるパネルディスカッションにより理解を深めました。

また、さまざまな啓発イベントなどで「三重県子ども条例」の周知に努めるとともに、県民の希望に応じて集会などに出向いて説明する「みえ出前トーク」のテーマの一つとして、引き続き「三重県子ども条例について」を設定しました。

◎「子どもの権利ノート」の配布(子ども・福祉部 子育て支援課)

さまざまな事情により児童養護施設に入所することになる子どもは毎年いますが、 そうした子どもたちは施設での生活に不安を抱いています。施設ではどんな生活を送 ることになるのか、自分の意見を言ってもいいのか、いじめや体罰はないのかなど、心 配なことが多くあります。

そこで、新しく児童養護施設に入所する子どもに対して、施設での生活がどのようなものかを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配布しました。このノートでは施設での生活や決まり、自分の持つ権利について記載されているほか、話し合ったこと、相談したことが書き加えられるようになっています。(令和元年度の配布人数 101 人)

【2号】子どもが意見表明する機会の設定等

子どもにもさまざまな思いがあり、それぞれの意見があります。そうした思いや意見を表すこと、表した思いなどが尊重されることは子どもの大切な権利です。意見表明の機会を積極的に設けることで、子どもの社会参加が促されることにつながります。今後も、子どもが意見を表明する機会を設定するとともに、表明された意見を尊重し、県の事業に反映するよう全庁的に進めていきます。

【令和元年度の主な取組】

◎児童相談所におけるアドボカシー(子ども・福祉部 子育て支援課)

平成 30 年度から、児童相談所職員等を対象にアドボケイト養成研修を行い、「職員の支援が、子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保障する」といったアドボカシーの原則等を学んでいます。

また、一時保護所において、アドボケイトの試行的取組を実施しています。

◎キッズ・モニターアンケートの実施(子ども・福祉部 子ども・福祉総務課)

県のさまざまな施策について、子どもの意見を集めるために、平成 21 年度からインターネットを使ったアンケートに答えていただく「キッズ・モニター」を募集・登録しています。

参加いただいているのは、県内に在住または在学している小学校4年生から高校3年生までの方で、令和元年7月現在で535名の方に登録いただいています。

令和元年度には「三重県の魅力のある食べ物や料理とそのお仕事について」「いまの幸せと愛情及びインターネットの利用について」など多岐にわたる8つの項目についてアンケートに答えていただき、施策実施にあたっての参考としました。

◎みえの地物が一番! 朝食メニューコンクール(教育委員会事務局 保健体育課)

「早寝・早起き・朝ごはん」や十分な睡眠時間の確保などの規則正しい生活は、子どもの健やかな成長に欠かすことのできないものです。しかし、ゲームやSNSに夢中になるなどして就寝が遅れ、結果早起きができずに朝食抜きになるなど生活リズムが乱れがちとなる子どももいます。

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けてもらうことなどを目的に「みえの地物が一番! 朝食メニューコンクール」を、小学校5、6年生と中学生を対象に実施しました。小学生の部では1,092作品、中学生の部では4,756作品の応募がありました。

【3号】子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

子どもが自ら考える力や、思いや夢を実現していく力を身につけ、発揮して成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。そのためには、子どもを取り巻く地域のさまざまな主体の支援が必要となってきます。

今後は、これまで実施してきた「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」の 取組に、「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員をはじめとして、より多くの企業、 団体など地域の方の応援を得られるよう取組を展開していきます。

【令和元年度の主な取組】

◎みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト(子ども・福祉部 少子化対策課) 条例の趣旨に沿って、子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的 に取り組む活動を応援することを目的に、平成30年度からこのプロジェクトを始めま した。

令和元年度には23件の応募があり、企業、団体、大学生メンター、学識経験者などによる最終審査の結果5件の夢を採択し、その実現に向けた取組を「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員の方とともに応援しました。環境問題への深い関心を持ち、その解決に向けた研究を行いたい、エンターテイメントの殿堂であるニューヨークのアポロシアターでダンスを踊りたいなど、大きな夢が寄せられました。

今後は、「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員をはじめとして、より多くの企業、 団体など地域の方の応援を得られるよう取組を展開していきます。

◎高校生フェスティバル(教育委員会事務局 高校教育課)

本県の高校生のべ約 4,000 人が参加し、日ごろの学習や文化活動の成果を発表する「高校生フェスティバル」を実施しました。この中では「彩れ! ~私達が描く新時代」をテーマに写真、書道、美術工芸などの作品展示や吹奏楽等の舞台発表を行う「みえ高

文祭」、専門学科、総合学科、特別支援学校に学ぶ生徒の実習作品の展示・実演・即売を行う「三重県立高等学校産業教育フェア」、定時制・通信制に学ぶ生徒の代表が生活体験を発表する「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」、定時制・通信制に学ぶ生徒の絵画、書道、工芸、陶芸などの文化作品の展示を行う「三重県高等学校定時制通信制生徒文化作品展」などを行いました。

【4号】子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

「三重県子ども条例」では、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むこと」の決意が前文で宣言されています。また、それを受けて第4条で、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定、実施や、県民の皆さんが連携・協働して行う取組への支援を行うことが県の責務として定められています。 地域の中で子どもの育ちを支える人材の養成を行ったり、企業、団体などさまざまな主体と連携して、地域の中で子どもの育ちを支えるという気運づくりを行う必要があります。

今後は、「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員をはじめとして、より多くの企業、 団体など地域の方の応援を得られるよう取組を展開していきます。

なお、子どものための相談電話を県が設置することを第12条で定めていますが、同条を根拠とする以外にも多くの相談窓口を設けて子どもの悩みなどに対応しています。これらの取組については第4号の対象を広く捉えて環境の整備に含めて整理しています。

【令和元年度の主な取組】

◎みえ次世代育成応援ネットワークと連携した活動(子ども・福祉部 少子化対策課) 子どもの育ちや子育て家庭を応援しようという趣旨に賛同する 1,500 以上の企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざして取り組みました。

10月5日に開催した「子ども応援! わくわくフェスタ」では、「子どもが主役、子どもがつくる」というコンセプトのもと、子どもがスタッフとなって来場者をもてなす取組や、e-スポーツの大会などを行い、来場した子ども・子育て家庭に向けて「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動について情報発信を行いました。

また、「みえの子ども応援プロジェクト」として、ネットワーク会員の方から人、場所、資金などの提供をいただき、「子ども応援! わくわくフェスタ」をはじめとする子どもの育ちを応援する取組に活用させていただきました。

◎家庭教育応援の取組(子ども・福祉部 少子化対策課)

家庭の小規模化や地域のつながりの希薄化といった流れの中で、子育てに悩みや不安を抱える保護者が増加していることをふまえ、平成28年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、市町や庁内関係部局が連携して家庭教育の応援に取り組んでいます。その取組の中で、地域で子育て家庭の支援に関心や意欲のある方などを対象とした

人材養成講座を行いました。今後は、市町と連携しながら養成した人材の活動を支援 する取組を進めます。

②第 12 条に基づく子どもからの相談への対応の取組

条例第12条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めています。この窓口は、虐待・いじめ等から子どもを守る役割を果たすだけではなく、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支える役割があります。

また、条例第 12 条に基づき子ども・福祉部で設置している「こどもほっとダイヤル」 以外にも、県教育委員会ではいじめを対象にした「いじめ相談電話」やSNSを活用した相談、体罰に関する電話相談、教育相談などを、県警察本部では「少年相談 110 番」を設置しており、こうした関係機関とは定期的に連絡会議を開催するなどして連携を図っています。

【令和元年度の取組】

◎子ども専用相談電話の運営(子ども・福祉部 少子化対策課)

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力で解決していくことができるように支えました。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。

- ・フリーダイヤル
- ・相談時間:年末年始を除く毎日13:00~21:30
- ·相談件数:1,642件(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

③第13条に基づく県民の関心および理解の向上や県民の活動促進のための広報および 啓発の取組

条例第 13 条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために必要な広報および啓発を行うことを定めています。

e-モニターアンケートの結果では、7割前後の県民が子ども条例を全く知らないと答えていることから、これまでの広報が成功しているとは言い難く、理解が一層広がるよう広報・啓発していくことが必要です。

令和3年度には条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためてこの条例の周知に取り組みます。

【令和元年度の取組】

◎「三重県子ども条例」推進·啓発等の実施(子ども·福祉部 少子化対策課)【再掲(第 11条第1号の取組)】

④第14条に基づく子どもの生活実態や意識に関する調査・公表の取組

条例第 14 条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することを定めています。まとめた報告は施策への反映に努めることとしており、こうした一連の事務を通じて、より子どもの実態に沿った、必要な施策となるようブラッシュアップしていく必要があります。

子ども・福祉部では、2、3年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する 調査を実施しています。直近では平成30年度に、小学5年生、中学2年生、高校2年 生と、小学生、中学生の保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども 白書2019」としてまとめました。

また、第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり「三重県子どもの生活実態調査アンケート」を実施しており、これら子ども・福祉部で実施している調査の外に「みえ県民意識調査」の結果なども加えて、子どもの生活実態や意識の把握を行っているところです。

令和元年度には、これらの調査結果をふまえたうえで「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像と位置づけた「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。